

---

令和4年 第109回(定例)神河町議会会議録(第5日)

令和4年9月28日(水曜日)

---

議事日程(第5号)

令和4年9月28日 午前9時開議

- 日程第1 第71号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 第73号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第3 第79号議案 令和4年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 第81号議案 令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第5 第82号議案 令和3年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第83号議案 令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第84号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第85号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第86号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第87号議案 令和3年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第88号議案 令和3年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第89号議案 令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第90号議案 令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第91号議案 令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第92号議案 令和3年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第93号議案 令和3年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第94号議案 令和3年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
- 日程第6 第95号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議員派遣の件
- 日程第8 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第71号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 第73号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第 3 第79号議案 令和 4 年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 第81号議案 令和 4 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 第82号議案 令和 3 年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第83号議案 令和 3 年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第84号議案 令和 3 年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第85号議案 令和 3 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第86号議案 令和 3 年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第87号議案 令和 3 年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第88号議案 令和 3 年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第89号議案 令和 3 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第90号議案 令和 3 年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第91号議案 令和 3 年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第92号議案 令和 3 年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第93号議案 令和 3 年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第94号議案 令和 3 年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
- 日程第 6 第95号議案 令和 4 年度神河町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 7 議員派遣の件
- 日程第 8 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

---

出席議員（10名）

1 番 小 島 義 次	7 番 松 岡 宣 彦
2 番 木 村 秀 幸	8 番 藤 森 正 晴
4 番 廣 納 良 幸	9 番 藤 原 資 広
5 番 安 部 重 助	11 番 栗 原 廣 哉
6 番 吉 岡 嘉 宏	12 番 小 寺 俊 輔

---

欠席議員（1名）

3 番 澤 田 俊 一

---

欠 員（１名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 小 林 英 和      主査 ..... 鵜 野 雄二郎

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山 名 宗 悟	建設課長 .....	野 崎 直 規
副町長 .....	前 田 義 人	地籍課長 .....	藤 田 晋 作
教育長 .....	入 江 多喜夫	上下水道課長 .....	谷 総 和 人
総務課長 .....	岡 部 成 幸	健康福祉課長 .....	桐 月 俊 彦
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	黒 田 勝 樹	.....	木 村 弘 美
税務課長 .....	長 井 千 晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長 .....	平 岡 民 雄	.....	北 川 由 美
住民生活課副課長兼防災特命参事		町参事兼病院副院長兼事務長	
.....	井 出 博	.....	春 名 常 洋
農林政策課長 .....	前 川 穂 積	病院総務課長兼施設課長	
ひと・まち・みらい課長		.....	井 上 淳一朗
.....	真 弓 憲 吾	教育課長兼給食センター所長	
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事		.....	高 橋 宏 安
.....	石 橋 啓 明	教育課参事兼社会教育特命参事	
		.....	宮 本 公 平

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。それでは再開します。

ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達していますので、第 109 回神河町議会定例会の第 5 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、澤田俊一議員から本日欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

また、廣納良幸議員におかれましては、体調の都合により、着座での発言、挙手をもって採決の意思表示を行うことを許可いたしておりますので、御了承願います。

それでは、議案の審議に入ります。

---

日程第 1 第 71 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 1、第 71 号議案、令和 4 年度神河町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

吉岡嘉宏副委員長。

○総務文教常任委員会副委員長（吉岡 嘉宏君） おはようございます。6番、総務文教常任委員会副委員長の吉岡です。アクリル板ございますので、マスク取らせていただきます。澤田委員長が欠席のため、副委員長の私のほうから、第71号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第5号）の審査報告をいたします。

9月1日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託されました第71号議案につきましては、9月8日に委員会を開催し、行政成果、財源の確保、適正な事務執行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては、原案のとおり可決することに決定いたしました。なお、討論はありませんでした。

次に、5、審査の内容報告であります。審査過程での主な質疑応答は以下のとおりです。

歳入。クエスチョン、総務費県補助金のひょうご地域創生交付金の対象事業は。アンサー、対象事業は、地域のにぎわい創出事業として、旧粟賀小学校跡地整備事業、関係交流人口創出事業として、木造インターンシップ事業、大学連携地域活性化事業、JR播但線利用促進事業で、これらの事業に財源充当している。このたび、県の内示額が190万円増額したので、補正予算に計上した。

クエスチョン、土木費県委託金の河川クリーン作戦事業委託金が50万円追加交付された要因は。アンサー、毎年、当初予算には50万円計上している。今年度は、町長の方針で、県管理河川の支障立木の除去、除草を重点的に実施することとしており、県委託料が50万円増額されたものである。

歳出に入ります。歳出。クエスチョン、総務費、ケーブルテレビ管理運営費のインターネット回線増速機器更新業務委託料について、今後のスケジュールは。アンサー、この補正予算可決後、速やかに契約したい。専門業者に確認すると、更新する増速機器の年度内入手が困難な状況も想定されるところである。

クエスチョン、インターネットを運営している株式会社サルードは、夜間にインターネットの速度が遅くなる実態を把握しているのか。アンサー、実際に確認されている。また、神河町内の一般家庭にパソコンを1台設置し、随時データを取り、状況を詳細に把握されている。

クエスチョン、民生費、社会福祉総務費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、対象世帯が1,160世帯で、神河町全世帯の3分の1強である。この割合は多いのか。アンサー、都市部と比べると、神河町は高齢化率が高く、高齢者世帯や独居世帯が多いので、住民税非課税世帯は多い。対象世帯には、コロナ禍の影響等で住民税非課税相当になってしまった世帯も見込んでいる。

クエスチョン、新規事業の説明に、令和3年度及び令和4年度住民税非課税世帯等と

記載があるが、どちらかの年度に非課税であれば該当するのか。両方の年度が非課税でなければ該当しないのか。アンサー、どちらかの年度に10万円の臨時特別給付金を給付した世帯に対して、3万円を上乗せして支給する。

クエスチョン、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の財源である地方創生臨時交付金3,500万円が、歳入予算に計上されていないが。アンサー、感染症対応抗原定性検査支援事業で減額した地方創生臨時交付金3,379万1,000円と、総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金120万9,000円、合計3,500万円を財源充当した。

クエスチョン、衛生費、健康づくり対策費に新型コロナウイルスワクチン接種委託料として、オミクロン株に対応したワクチン接種の経費が計上されている。補正予算作成時の接種対象者は、60歳以上の方と基礎疾患のある方5,400人と説明を受けた。その後、接種対象者や接種時期などについて政府の方針が二転三転しているが、現時点で方針は明確になっているのか。アンサー、9月6日に国の説明会があり、ワクチン接種の対象者は、2回接種者で12歳以上の方全員である。接種時期は、前回接種から5か月経過後の接種と説明を受けている。

クエスチョン、衛生費、健康づくり対策費の新型コロナウイルス抗原定性検査委託料が3,961万円減額されている。新型コロナウイルス感染症が流行する中で、PCR検査の需要は多くあるのではないか。多額の予算が減額されているが、何名分を確保しているのか。予算がなくなれば無料検査は打ち切ってしまうのか。アンサー、当初予算では2,880人分を予定していた。この事業で検査を受けられた方は、9月7日時点で105名である。予算の減額により、445人分を確保している。同じくアンサー、予算がなくなれば無料検査を打ち切るという考えはない。

クエスチョン、この事業は当初予算の目玉政策の一つであった。第七波で感染者数が神河町も一気に1,000人を超えるほど多くなったのに、あまりにも無料検査をされた方が少ない。事業のPRが足りないのではないのか。アンサー、無料検査をされた方が少ない要因としては、Go To トラベルを利用する場合に陰性証明が必要であったが、この事業の実施時期が延期されたこと。当初は旅行時の県民割にも陰性証明が必要であったが、ワクチンの3回目接種証明に変更されたことなどである。第七波も少し落ち着いてきたが、感染不安をお持ちの方もたくさんあると思うので、引き続き住民に対して、無料検査のPRをしていきたい。

クエスチョン、衛生費、保健衛生総務費の公立神崎総合病院事業会計補助金7,000万円について、約束の範囲内で補助金を支出するのなら、なぜこの時期に補正計上をするのか。当初予算で計上すべきではなかったか。アンサー、一般会計の当初予算で1年分の補助金が予算化できておればよかったと思っている。病院事業会計については、昨年度から無理に収支を合わせるのではなく、現実に近い予算として、収支不均衡予算としている。今回の補正予算で7,000万円の補助金を計上しても黒字にはならないが、赤字幅は減る形になっている。

クエスチョン、衛生費、環境衛生費の再生可能エネルギー導入戦略策定支援業務委託料988万5,000円減額について、財源である補助金750万円が不採択となったためと説明があった。町長が中心となって、2020年からクールチョイスなまち宣言などいろいろな宣言をされている中で、今年度中にこの戦略策定業務を町単費でもやるという思いはないのか。アンサー、国の令和3年度補正で、4月に補助金事業に応募したが不採択となり、令和4年度事業として6月上旬に再度応募したが不採択となった。当然、町単費で実施するという選択肢もあるが、財政協議の中で、補助事業を活用して実施することを前提として考えていたので、減額補正とした。来年度、同様の事業があると認識しているので、応募していきたい。

クエスチョン、今回の補正で、財政調整基金に8,280万円積み立てている。スケジュール的に繰越事業となっても、町単費でも戦略策定業務を実施すべきでないか。アンサー、消極的な姿勢ということではなく、基本的には仕切り直して、来年度応募する。来年度以降の対応について、一般財源の投入も含め、担当課と協議し、予算編成を行う。アンサー、再生可能エネルギー導入戦略策定後の脱炭素地域指定採択に向けた取組も含め、内部で議論を行う。CO<sub>2</sub>削減に動いていく企業を誘致するなど、新しい事業展開をしていくことを最終的に進めていきたい。

クエスチョン、農林水産業費、農業振興費のスマート化促進機械整備事業補助金327万円の内容は。アンサー、農業法人大河営農が整備する汎用コンバインである。県補助事業の農業経営スマート化促進事業の採択が内定したので、収支同額を計上した。当初予算編成時には、大河営農組合が代かきに使用するウィングハローという機械を計画していた。その後、法人化され、6月に農業経営改善計画が認定されたことにより認定農業者となった。県農林事務所普及センターとも協議する中で、汎用コンバインの整備に変更された。

以上、主な質疑を報告しましたが、これ以外の質疑応答についてはお手元の審査報告書に記載しておりますので御覧ください。また、タブレットには会議録が掲載されておりますので、併せて御確認ください。

これで、第71号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第5号）の審査報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第71号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第71号議案は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に入る前に、第73号議案、第79号議案、第81号議案の各議案について経過を説明します。

各議案については、9月1日の本会議において、町長から議案が上程され、提案説明があり、それぞれ質疑を行いました。先ほど第71号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第5号）が可決されましたので、各議案について討論と採決を行うものです。それでは、日程に戻ります。

---

#### 日程第2 第73号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、第73号議案、令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第73号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第73号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第3 第79号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、第79号議案、令和4年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第79号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第79号議案は、原案のとおり可決しました。

---

日程第4 第81号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、第81号議案、令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第81号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第81号議案は、原案のとおり可決しました。

---

日程第5 第82号議案から第94号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、第82号議案から第94号議案までの13件の令和3年度各会計決算認定の件を一括議題とします。

13議案について審査を付託しておりました決算特別委員会の審査報告を求めます。栗原廣哉委員長。

○決算特別委員会委員長（栗原 廣哉君） おはようございます。決算特別委員会委員長の栗原でございます。感染症対策のアクリル板がありますので、マスクを外させていただきます。

それでは、決算特別委員会の審査内容を報告します。お手元の審査報告書を御覧ください。

まず、審査の経過であります。去る9月5日の本会議において、当委員会に審査を付託されました第82号議案、令和3年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件から、第94号議案、令和3年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件までの13会計の決算認定について、9月12日と13日の2日間、議長と議会選出監査委員を除く9名の委員により審査を行いました。審査に当たっては、議会が議決した予算が適正、妥当に執行され、町民の皆様が安全で安心して生活できるよう、かつ、さらなる福祉の向上につながっているかを評価し、その改善点を今年度の予算執行、次年度の予算編成に生かしていただくことを主眼に審査を行いました。

次に、審査の結果であります。第82号議案、令和3年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件については、質疑終結の後、藤森委員から反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で当委員会として決算書のとおり認定することに決定しました。



なお、採決の後、藤森委員から、神河町議会基本条例第11条第7項の規定により、本会議においても反対の立場を取る旨の意思表示がありましたので、御理解願います。

審査の結果に戻ります。第83号議案、令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件から第94号議案、令和3年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件については、いずれも質疑終結の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で当委員会として決算書のとおり認定することに決定しました。

それでは、続いて審査内容について、審査過程における主な質疑応答の要旨を報告します。なお、事業の内容そのものについて説明を求める趣旨の質問については、報告書への記載は割愛させていただきましたので、御了承ください。

第82号議案、令和3年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件。

まず、歳入。滞納整理の公平性についてどういう思いで取り組まれているか。アンサー、滞納整理については、滞納者に対して督促、催促を一律に行っている。その上で、接触ができなかった方、反応がない方について、差押予告、財産等の調査の開始予告をした上で差押えも行っている。また、不納欠損については、戸籍や付票を取り寄せ、調査を行い、相続人不在や所在不明の方について不納欠損をしている。また、税務課の公債権だけでなく、上下水道料金等の私債権においても同じように、不納欠損をするときには、滞納整理対策委員会で協議を行い、不納欠損をしている。

クエスチョン、スキー場施設使用料が4,000万になっているのは。アンサー、株式会社MEリゾート播磨から納付いただく令和3年度分の施設使用料で3,000万円、令和元年度施設使用料を令和2年度から令和7年度の6年間で500万ずつ納入すると確約した分で、令和2年度、営業不振、雪不足により納付延長した500万円と令和3年度の500万円で、合計4,000万円である。

クエスチョン、宝くじ等の基金が使える事業があるので、活用してはどうか。アンサー、宝くじの交付金を活用し、集落等で要望できる助成事業を活用している。今後についても、県とも情報交換しながら、助成金を活用していけるように取り組む。

次に、歳出です。総務費、神河ふるさとづくり応援寄附金、ふるさと納税は5,200万で、返礼品は3割以内だと思うが、実益は2分の1の2,500万ぐらいになるのか。アンサー、返礼品については1,323万4,000円で、寄附金の25.5%である。経費は、送料が522万4,000円と、委託料は599万8,000円で、寄附金の21.6%である。約半分が経費となるが、神河町民でふるさと納税をされた方は税の控除がされるので、実質、寄附金額の4割程度が収益となる。

クエスチョン、一括代行のほうが結果的にプラスになるのか。職員の手を省くための一括代行ではないのか。アンサー、ふるさと納税をされる方はネットで検索し、返礼品を選ばれている。神河町の返礼品を見ていただくためにも、大手サイトを利用している。このサイトと一括代行がセットという仕組みになっているので、このサービスを利用している。職員の手を省くために一括代行しているのではない。

次、民生費です。防犯カメラの記録データを警察に提出したことはあるか。アンサー、県道岩屋生野線での不法投棄と、東柏尾区で起きた交通事故について、警察に参考として記録を提出した。

クエスチョン、民生費の社会福祉総務費が1億2,500万円の予算であり、支出済額が8,600万円。3月の定例会のときに、一般会計補正で、繰越明許費として令和4年度に2,000万円を繰り越されているが、臨時特別給付金の申請がないものと判断し、2,000万円を繰越明許されたのか。アンサー、この事業は、令和3年1月終わりからの申請で、非課税世帯の把握ができなかったため、このような形で残した。

クエスチョン、令和4年9月30日申請締切りの事業と理解しているが、今の申請状況は。アンサー、本年度4月から8月末までに支払いをした非課税世帯等に対する臨時特別給付金は145件である。

次に、衛生費です。クエスチョン、小田原川の水質検査結果について、本流の最上流を追加検査し、塩化物イオン含有量に明らかな差が出た。夏場も継続して調査し、本当に河川への影響がないのか、今後も継続して調査をお願いしたいが。アンサー、検査は、水を採取したときのタイミングにより多少数値に影響はあると思うが、今後も調査を続け、河川への影響がないか注視していく。

クエスチョン、水道事業会計繰出金事業で、水道事業経営の支援として高料金対策補助3,424万9,000円がある。これは何に対しての補助か。アンサー、神河町は、水道水をつくるのに、1立方メートル当たり181.52円のお金がかかる。全国的な平均単価が150円で、差額の31円に水量を掛けた金額が交付税として一般会計に入ってくるので、水道事業会計へ繰り出している。

次に、商工費です。クエスチョン、当初10億7,000万円で峰山高原スキー場を整備された。令和3年度末現在で、幾ら投資されているのか。アンサー、ゲレンデの緑化工事費3,902万8,180円、ホテルリラクシア駐車場整備費1,689万1,200円、ゲレンデCコース改良工事費804万9,800円、道路改良事業費1,448万5,500円、工事費合計7,741万7,680円である。

クエスチョン、グリーンエコ笠形の赤字について、令和2年度からコロナの影響を受けていたのに、令和3年度の早い段階で何らかの救済措置が行えなかったのか。アンサー、令和2年度は対策できず、長引くコロナの影響で、令和3年度にコロナの臨時交付金で観光事業者に対する支援項目ができたが、株式会社ホープが継続して指定管理者をされないことから救済措置ができなかった。令和4年度以降は、指定管理協定書の中に町との協議事項として、不可抗力によって発生した損害等の費用負担について追記した。

クエスチョン、農業環境改善センターは老朽化が激しく、指定管理施設となっていないが、今後の利用計画はあるのか。アンサー、現在、町直営で管理しているが、今の状態で運営をしていただける事業者があれば検討し、最終的にはなければ取り壊すことも検

討に入れている。

クエスチョン、峰山高原附帯施設等管理委託料1,700万円の附帯施設はどの施設なのか。また、どこに委託しているのか。アンサー、株式会社MEリゾート播磨にホテル前の屋外トイレ、キャンプ場のトイレ、炊事場等設備の保守業務で194万4,000円、除雪対策業務として1,345万800円を委託している。大阪の業者に水道管理業務として165万円で委託しており、合計1,704万4,800円である。

次に、土木費です。クエスチョン、除雪作業の確認はどのようにしているのか。アンサー、除雪作業終了後に作業日報を除雪契約業者から提出していただき、建設課で作業日報により確認する。除雪に関する苦情については、現地を確認し、業者に指示をしている。

次に、消防費です。クエスチョン、もともと不具合のあった防災無線を直すのに、コロナ対策の臨時交付金で充当したのはなぜか。アンサー、コロナ禍で、住民に緊急時の情報を伝える防災無線に不具合があってはならず、不具合を解消するために電波障害を確認する機器の購入に充当した。それにより、的確なタイミングでコロナ情報を周知することにつながった。

クエスチョン、当初設置以来、戸別受信機は、新築の家や共同住宅全てに設置されているのか。アンサー、ほぼ設置されていると思うが、設置されていないところがあるかもしれない。家を新築された場合等、区長を通じてお知らせいただき、全てに戸別受信機が設置できるように取り組みたい。新築の場合、税務課が必ず訪問するので、連携をして進めていただきたいと委員からの発言がありました。

次に、教育費です。クエスチョン、社会教育は年齢幅が広い、社会教育と学校教育の中で初めて健やかな子が育つと思う。今は社会の中でいろんな事件もあり、中間層の社会的な指導や研修も行い、バランスの取れた社会教育を進めていただきたいと思うが。アンサー、学校についても、開かれた学校とともに社会に開かれた教育課程も考えていく必要がある。あわせて、地域の力を借りながら学校を運営していくコミュニティ・スクールもある。また、部活動の地域社会への広がりという面でも、学校と地域とのつながりが大変重要であると認識している。学校教育、社会教育ともに充実させていきたい。

本会議第3日目の質疑で、中学校の学級数について、来年度から全ての学年において普通学級が2学級になるとの答弁がありましたが、来年度は1学年のみ2学級で、2学年、3学年については3学級になるとの予定であると修正がありました。

次に、総括質疑に入ります。クエスチョン、魅力ある神河町を出すためには、やはり他町と違うコロナ支援策等が必要であると思うが、今後はどのように取り組むのか。アンサー、神河町らしい地域の実情に応じた神河町としてのコロナの取組については、十分検証し、今後に生かしていく。また、幅広く公平に取り組んできたが、まだまだ不十分な部分もあると思うので、今後は、不十分な部分について、反省材料あるいは課題として取り組んでいく。

クエスチョン、地方創生臨時交付金の地方単独分の差引き残高 895万3,150円は、枠があったが結局は使えなかったと解釈してよいか。アンサー、当初に交付限度額の予算化、事業化をしたが、結果として実績が限度額を割ったということである。

クエスチョン、執行状況を見て、他の交付金事業へ充当することはできなかったか。アンサー、もちろん限度額まで有効に活用したいが、現実問題として、限度額まで使うというのは非常に難しい。最終的には限度額まで活用したかったが、神河町だけの交付金ではないし、町独自で調整できないところもある。交付金の有効活用も含め、今後の課題として受け止めている。担当課との連携の中で、交付金を有効に活用する工夫をしていきたい。

クエスチョン、今回、創業支援事業で、理容業、整体、建設業、飲食店の4事業が上がっているが、創業者に対しては一律の補助金額なのか、それとも、事業によって違うのか。アンサー、新たに事業を創業されようという方に対する支援であり、初年度、一律事業費の3分の2補助で、最大200万円限度である。補助を受けると、神河町に10年間定住し、事業を続けたいといけな。

次に、クエスチョン、町の経済発展、活性化のために、創業支援事業は継続されるのか。アンサー、地方創生推進期間の残り2年間は重点的に行う。

クエスチョン、異常気象により各地で集中豪雨などの災害が発生しているが、近年コロナ禍で実施できなかった災害に対する実践訓練の必要性和計画はどのようになっているのか。アンサー、災害時に対する備えの避難訓練は必要であり、町消防団の訓練や自主防災かみかわの防災訓練を令和4年11月6日に旧粟賀小学校校区を対象に実施するが、その際、避難行動要支援者、障害者や高齢者、一人で避難できない方を対象に、福祉避難所へ誘導する訓練も実施する。令和4年3月に計画変更した神河町地域防災計画、また、各地区の防災計画を策定していただき、災害に備えた訓練が必要と認識している。

クエスチョン、高齢化が進む神河町なので、そういう方を対象にした訓練、ハザードマップで地域の現状を理解していただき、地域住民が災害のときに対応できるような指導もお願いしたい。アンサー、一番大切なのは命を守るということである。それぞれ地域によって対応が異なるので、いち早く避難する方法が何なのか、一緒に考えていく。

クエスチョン、若手職員研修、管理職等の研修は行っているのか。アンサー、管理職研修は、県自治研修所や播磨自治研修所で、年代別、役職別、在職年数により参加している。若手職員は新人職員研修や接遇研修、管理職は管理監督職研修や住民の要望に対する答弁についての研修、部署、役職、年齢によって様々な研修がある。

クエスチョン、歳出に占める委託料の割合が多いが、委託別に入札しているのか。また、入札しない場合もあるのか。アンサー、工事と同様に、業務委託も入札を行うことを基本としている。また、130万円以上の業務委託については、基本的に入札することになっているが、コンピューター業務等専門的な業務については随意契約もある。

クエスチョン、地域創生推進交付金事業で、株式会社KTSが撤退した場合、既に執

行している交付金140万円は返還する必要が生じてこないのか。アンサー、現在、事業実施に向け、事業者等と令和4年度の残りの事業、令和5年度事業をどう進めていくかを決めていくということになる。令和3年度の交付金返還が必要かどうかは、今後、国、県等と協議になる。

クエスチョン、地域創生は高い補助率の交付金である。あくまで地方部の再生、地域おこしということで行っているのだから、補助しただけで終わるのではなく、継続しないと本来の事業の目的が達成されない。やはり目的に合うように鋭意努力して成果を出してほしいが。アンサー、継続して進めていくことが一定の成果等が得られると思っている。鋭意努力していきたい。

クエスチョン、住民ニーズの多様化に伴い、事務事業が増大し、マンパワーが必要になる中、限られた財源で町政運営をしていこうとすると無理が出てくる。行政事務をさらにスリム化することにより、職員が既存の事業に追われることなく、課題解決に向けた時間や新たな時代への対応力にもっと充当すべきである。今後の時代を見据えて、町としての考え方はあるか。アンサー、事業のスリム化は必要である。一旦住民サービスを提供し始めると、なかなかやめることができないのが実態である。一定効果が限られる事業等を見直して、新しいことに挑戦していく必要がある。その意味においても、PDCAサイクルで常に見直し、やめる事業もより精力的に検討していきたい。加えて、自治協と連携し、両輪を回しながらよりよい運営ができるように努めたい。

以上で質疑終結し、討論に入りました。

1名の委員から反対討論がありましたが、賛成討論はございませんでした。

次に、第84号議案、令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件です。

クエスチョン、国民健康保険税は年金からの特別徴収と普通徴収の割合はどれくらいか。アンサー、令和3年度末において、1,484世帯が国保加入されており、特別徴収が341世帯、普通徴収が1,143世帯で、特別徴収の割合は約23%である。

クエスチョン、国民健康保険税の年金特別徴収は、前期は高く、後期は安くなる。逆に、翌年度は2月を基準にするので前期は安く、後期は高くなり、前期と後期のバランスが崩れるので、何とか平準化できないか。アンサー、国民健康保険税を年金から徴収される方は65歳から74歳の方限定で、世帯主の年金から引くことになる。中途異動があり、大変入れ替わりが激しい税でもあり、最初、特別徴収でも、世帯状況により普通徴収に異動になったりして大変事務が煩雑になる。平準化の対象となる方も大変少ないので、今の段階では平準化は考えていない。

次に、87号議案、令和3年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件。

クエスチョン、住宅の分譲地候補地を1か所に絞ったということだが、本会議では、面積が広過ぎてなかなか利用してもらえないと説明があった。企業からの引き合いがあった場合、ほかの4集落から申出のあった用地も候補地として進めていくということも

必要ではないか。アンサー、分譲地候補地4か所については、用地へのアクセス道路の整備が必要なので断念した。しかし、分譲地の可能性がゼロではないので、引き続き事業者への紹介をしていきたい。なお、断念した4か所の候補地については、各区長に通知した旨、報告を受けました。

第92号議案、令和3年度神河町水道事業会計決算認定の件。

クエスチョン、地方公共団体金融機構の利率を見ると、今までよりも大変低い利率になっているが、利率が低くなった理由は。アンサー、毎年、地方公共団体金融機構からお知らせがあり、利率が低いので借り入れしている。

次に、93号議案、令和3年度神河町下水道事業会計決算認定の件。

クエスチョン、下水道料金が見直されているが、上水道のみ、上水、井戸水併用、井戸水のみを集落別なバランスは調査されているか。アンサー、令和2年度に料金改定し、各家庭において数百円単位で安くなったのではないかと考えている。現在、水道の使用量に基づいて下水道料金を頂いており、井戸水、山水を使用されている世帯について、井戸水、山水の分量が分からないので、生活されている人数に対して毎月2トンの水量をプラスし料金を頂いている。各集落別の件数については把握していない。

第94号議案、令和3年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件。

クエスチョン、病院の普通交付税、特別交付税の交付額は。アンサー、普通交付税2億3,300万円、特別交付税5,600万円、合わせて2億8,900万円である。

クエスチョン、コロナ関係の特別財源がなかった場合、どのような経営状態になっていたか。アンサー、令和4年3月31日現在、資本の期末残高が2億2,970万2,757円で、当年度は、入院及び外来収益についても前年度より約2億4,700万円増しの期首残高なので、令和2年度並みの入院及び外来収益であれば、1,700万円の資金不足に陥っていたことになる。令和2年度及び令和3年度2か年で、コロナの補助金により、多くの現金を保有することに至っている。

クエスチョン、病院での新型コロナウイルス感染者の受入れ状況は。アンサー、令和2年度は、実入院患者数26名である。令和3年度は50名、令和4年度は、9月9日現在29名である。

クエスチョン、これまでに病院でコロナにより亡くなられた方は何名か教えていただきたい。アンサー、コロナを直接の原因として亡くなられた方は、令和2年度で3名、令和3年度で2名、令和4年度は、現在のところはなし。

クエスチョン、今まで公立神崎総合病院の医師不足が大きな課題で、医師の確保に注力しなければならないと聞いていた。収支の中に占める人件費の率が高く、病院経営改革の中で、同規模の病院と比較すると、神崎総合病院の医師、職員数は多い状況である。医師を確保することも大事だが、今後は医師数、職員定数の見直しも検討する必要があるのではないか。アンサー、現在、当院は約20名の医師がいるが、当院と同規模の全国平均の医師数は8.9人なので、約2倍の医師数である。経営分析データから、この2

0年で入院、外来とも3分の2に減っており、医師1人1日平均患者数が激減している。医師数はほぼ同じで、看護師数も徐々に増え、医療技術者も増えている状況で、各職種とも患者数とは逆の動きをしている。現状の延長線上では有効な策の提案ができない状況である。これまでも経営形態の見直しや意識改革を申し上げているが、抜本的に病院の形を変えるところまで踏み込まないと、患者数、収支と職員数のバランスは確保しにくいと考える。今後の病院経営改善は非常に慎重に検討を要する必要がある。

ただいま申し上げました以外の特別会計、事業会計については、特筆すべき質疑がなく、討論もありませんでした。

なお、委員長として、閉会の挨拶の中で、今年も決算審査の質疑に対して、はっきりと答弁ができない場面、答弁を訂正する場面があり、当委員会に説明員として出席するに当たり、準備不足、勉強不足と言わざるを得ない状況が見られ、ケーブルテレビを視聴されていた方も同様ではなかったかと思われま。職員研修の質疑もありましたが、町長に職員の指揮監督を切にお願いいたしました。町長からは、それぞれしっかり準備をして臨んでいるが、答弁にもたついた部分もあった。準備については、慎重に、広い範囲で捉えながら、さらに努力をしていきたいと決意が述べられました。

以上で、決算特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。御苦労さまでした。

これより、議案ごとに討論、採決をします。

まず、第82号議案、令和3年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） アクリル板がありますので、マスクを外させてもらいます。8番、藤森です。第82号議案の反対討論をいたします。

令和3年度決算は1億6,000万円ほどの黒字であります。前年度より1億円余り減であります。しかし、幾ら使ったか、節約したかではなく、いかに住民福祉事業ができたかであります。「大好き！私たちの町 かみかわ」に近づけてきたのでしょうか。新型コロナ対策事業は十分でありましたか。ワクチン接種は戸惑いがあったが、後にはスムーズにいき、現在は安心して受けれるようになりました。これも神崎総合病院がある強みと評価をしております。新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金においても、他市町の状況を見ながらであり、迅速に行われたとは思っていません。支援を受けられない人、事業所への対策はどうでしたか。他市町の特色ある支援策がマスコミ報道されましたが、我が町では独自の魅力発信ができませんでした。若い職員とともにアイデアを

出し合っの行動が欲しい。予算がないのが先走ったのか、管理職の思いが強かったのか、考えものであります。人口減少対策においても、若者定住、移住の企業誘致も前に進んでいません。誘致事業もできておりません。ひょうごで働こう移住支援事業においても、適用企業がないでは問題を残します。これでは町の将来はありません。また、監査委員からの意見書7項目をはじめ、新たな分譲地の開発、産業廃棄物処理事業と改善努力が見えておりません。決算のたびの意見書、同じ項目がいつまで続くのですか。

今、我が町においては新たな視点に立った行政の転換が求められていると思っております。職員の能力、若い力を十分に生かし、まちづくりをやらなければいけません。旧粟賀小学校跡地の公園・図書コミュニティ施設整備事業においても504件の意見書が提出されました。中でも、若い人たちの意見にはっとさせられたのではないのでしょうか。しっかりと受け止めて、魅力ある施設、また期待できる神河町を期待し、反対討論といたします。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 反対討論はございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第82号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立多数であります。よって、第82号議案は、認定することに決定しました。

次に、第83号議案、令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第83号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第83号議案は、認定することに決定しました。

次に、第84号議案、令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

〔討論なし〕



○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第84号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第84号議案は、認定することに決定しました。

次に、第85号議案、令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第85号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第85号議案は、認定することに決定しました。

次に、第86号議案、令和3年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第86号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第86号議案は、認定することに決定しました。

次に、第87号議案、令和3年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第87号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第87号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 88 号議案、令和 3 年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 88 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 88 号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 89 号議案、令和 3 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 89 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 89 号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 90 号議案、令和 3 年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 90 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 90 号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 91 号議案、令和 3 年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 91 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定でありま

す。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第91号議案は、認定することに決定しました。

次に、第92号議案、令和3年度神河町水道事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第92号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第92号議案は、認定することに決定しました。

次に、第93号議案、令和3年度神河町下水道事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第93号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第93号議案は、認定することに決定しました。

次に、第94号議案、令和3年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第94号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第94号議案は、認定することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開を10時30分とします。

午前10時09分休憩

午前10時30分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

日程第6 第95号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、第95議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第95号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町一般会計補正予算（第6号）でございまして、補正予算（第5号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正要因は、国におけます新型コロナウイルス感染拡大及び経済・物価の現状と対応策で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設。非課税世帯を対象とした電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金が創設されたものでございます。

歳入の補正では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の追加。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金及び事務費補助金の追加。歳出では、住民税非課税世帯に対して、1世帯に5万円を給付する、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の追加であります。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業として、価格高騰対策高齢者及び障害者施設支援事業の追加。価格高騰対策保育所支援事業の追加。価格高騰対策生活者支援商品券事業の追加でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億267万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ88億6,907万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第95号議案の詳細説明をいたします。

まず、補正の要因ですが、先ほど町長も申し上げましたとおり、国におきまして新型

コロナウイルス感染拡大及び経済・物価の現状とその対応策で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援策が示されたところでございます。

今般の補正に関連するものは2点でございます。まず、1点目は、非課税世帯を対象としました電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の創設でございます。これによりまして、給付金補助金を活用しまして電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業を補正計上をいたしました。この事業につきましては基本的な制度概要、スキームは従来の非課税世帯の給付金事業と同様でございます。

次に、11ページのほうを御覧ください。2点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化としまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されたものでございます。生活者支援と事業者支援の2点を柱としまして、8つの推奨事業メニューが示されております。事業メニューから、その趣旨・目的を踏まえまして、地域の実情に応じた対応事業を制度化するものでございます。言わば、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用用途の限定版の交付金でございます。

なお、神河町への限度額は、4,388万1,000円でございます。

今回、3つの事業を補正計上をいたしました。1つ目が、表覧の③消費下支えなどを通じた生活支援としまして、価格高騰対策生活者支援商品券事業。2つ目が、⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援としまして、価格高騰対策高齢者及び障害者施設支援事業。3つ目が、同じく⑤として、価格高騰対策保育所支援事業。以上の3つの事業を補正計上をいたしてございます。

それでは、各事業の概要につきまして、新規事業の説明一覧表で御説明をいたします。

8ページから10ページをお開きください。まず、8ページ、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業で、事業費につきましては5,879万3,000円、財源の内訳としまして全額が価格高騰緊急支援給付金事業費、それから事務費補助金でございます。

事業の概要を申し上げます。住民税非課税世帯に対しまして、1世帯当たり現金5万円をプッシュ型で、家計急変世帯につきましては、申請により給付するものでございます。住民税非課税世帯1,090世帯、家計急変世帯10世帯、合わせまして、合計1,100世帯を見込んでございます。

次に、9ページ、価格高騰対策高齢者及び障害者施設支援事業でございます。事業費は1,680万円で、財源内訳は、全額、価格高騰重点支援地方交付金でございます。

事業の概要につきまして申し上げます。高齢者及び障害者施設の価格高騰による影響を支援するため、施設の区分及び定員規模に応じまして支援金を交付するものでございます。22の施設を想定をいたしてございます。交付額は、事業内容に記載のとおりでございます。

なお、22施設の一覧につきましては、別添の参考資料2、10ページに掲載をして

おりますので、後ほど御確認をお願いをいたします。

次に、10ページ、価格高騰対策保育所支援事業でございまして、事業費は210万円、財源内訳は、全額、価格高騰重点支援地方交付金でございます。

事業の概要を申し上げます。保育施設の価格高騰による影響を支援するため、定員規模に応じ支援金を交付するものです。2つの施設で、神崎保育園140万円、寺前保育所70万円の交付額でございます。

最後に、価格高騰対策生活者支援商品券事業でございます。事業費は2,498万1,000円で、財源内訳は同様に、全額、価格高騰重点支援地方交付金でございます。

事業の概要につきましては、価格高騰の影響を踏まえまして消費の下支えなどを通じた生活者支援を目的としまして、1世帯当たり5,000円の地域商品券を4,250世帯に交付するものでございます。

続いて、事項別明細書で説明をさせていただきますので、6ページをお願いします。

2歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金4,388万1,000円で、限度額上限の計上でございます。2目民生費国庫補助金は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業補助金5,500万円、事務費補助金379万3,000円、合わせまして5,879万3,000円の計上でございます。

続いて、7ページの歳出をお願いをいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、7,559万3,000円の増額でございまして、価格高騰対策高齢者及び障害者施設支援事業で、支援金1,680万円を計上、また電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業で、システム改修委託料などの事務費を379万3,000円、それから支援給付金5,500万円の予算計上でございます。続いて、2項児童福祉費、3目保育所費は、価格高騰対策保育所支援金210万円の計上でございます。

6款商工費、1目商工振興費は、2,498万1,000円の増額でございまして、価格高騰対策生活者支援商品券事業で、商品券換金業務委託料などの事務費が373万1,000円、地域商品券交付金2,125万円の予算計上でございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。3点ばかり、ちょっとお尋ねいたします。参考資料の11ページで、事業のメニューが書いてあります。3と5につきましては、今回の補正6号で対応するというので。6から8につきましては、補正3号で対応済みというような理解の仕方でよいのでしょうか。

それと次に、参考資料の中で、要綱があるんですけど、基準日が下半期の初日から上

半期の最終日に変わりました。これは、下半期も同様な給付金があるということを想定して加味されて、この基準日を変えられたのかということ。

それと3点目です。4ページに附則の第2項の別記(第5条関係)で、避難事例の取扱いがあるんですけど、1項に書いてある部分の該当する施設以外のところで、こういう処置、避難されている方あると思うんですけども、その方の確認方法、例えば施設のほうであれば、当然証明書は出せると思うんですけども、施設を利用されていない方の対応はどうなるのか。この3点だけ、よろしく願いいたします。

○議長(小寺 俊輔君) 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事(黒田 勝樹君) 総務課、黒田でございます。3点の御質問のうち、一番最初の11ページの事業関係につきまして、御回答をさせていただきます。

まず、11ページの中で、推奨事業メニューといたしまして、8つの項目がございます。今回の国からの部分は、この事業に関連したもの、合致するものということになってございます。その中で、今回の、私どもの補正計上させていただいたのが、生活者支援を重点ということで、3番の消費の下支えということで商品券事業を計上をいたしました。

それから、事業者の支援につきましては、介護・保育施設等の5番が該当をいたします。これについても、幅広く臨時交付金の事業を展開をしてきたわけですが、これまで介護の施設につきましては、少し事業メニュー化ができなかったところで、5番の介護とか保育施設に重点を置いた事業制度をさせていただいております。

その他の部分につきましては、エネルギー関係とかいろいろあるんですが、事業者の支援につきましては様々な事業をやっております。前回の補正で、農林関係につきましては、経営支援というような事業メニューを制度化させていただいております。

それから、中小企業等、こういった価格高騰につきましては、これも6月の補正におきまして事業所の燃料費等で事業化をさせていただいております。また、地域交通、それから地域の観光支援の部分につきましても、これまで様々な交付金事業で対応をいたしたところでございます。

そういった視点の中で、今回限られた限度額の枠の中で、重点的にまずは、生活者支援ということで、できるだけ公平に全住民の方にとということで、世帯になります。商品券をお配りさせていただくというところの事業を組みました。

それから、介護の部分につきましては、先ほど申し上げたとおり、少し拾えてなかった部分でありますので、そういう形を取らせていただいております。

これまでも指摘を受けました中で、できてなかった部分、これは課題。それから、反省材料として今後の対応をしていくという視点で、こういったところの部分に限度額の範囲内の事業を制度化したというものでございます。以上でございます。

○議長(小寺 俊輔君) 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。藤原議員さんの質問についてお答えをさせていただきます。

要綱の中で、当初、基準日が令和4年10月1日だったものを、今回修正で9月30日ということにさせていただいています。これにつきましては、国のほうから9月16日のメールが届きまして、そのときには未定稿ではありますが、10月1日を基準日ということになっておりました。取り急ぎ、今回補正で上げるというところで、要綱を作成しておりました。

ところが、9月26日、国のほうから通達が来まして、基準日を9月30日に変更するというところで、県のほうに理由を聞いたんですけども、県のほうは回答がなかったというところで、これはもう国の制度にのっとってするものということで、今回大変申し訳ありませんが、10月1日から9月30日に変更ということで、少し理由については答えがなかったというところでございます。

それから、町外の施設等に避難をされている方につきましては、それぞれ各市町村のほうにある施設の市町村のほうから、この方が、今こちらのほうに避難されているという情報がそれぞれの市町村から来ます。当然、神河町の施設のほうで避難をされている方がおられたら、そちらの住民票のあるところに御案内を、連絡をさせていただきますが、神河町につきましては、今のところ避難の施設のほうにはありませんが、1名DVで、こちらのほうに来られている方がおられます。それは、中播磨の福祉事務所のほうから連絡が来ておりますので、その方は住民票がありませんが、対象という形でさせていただいています。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。説明資料一覧表の中の10ページになりますけれども、商工費、一番下の枠の中ですけども、1世帯当たり5,000円の地域商品券を4,250世帯に交付するという言葉があります。その4,250世帯というのは、これは、根拠はどこから出ているのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。この4,250世帯の根拠ですけども、令和4年9月1日現在の住民基本台帳上の世帯数が、4,214世帯ということになっております。それプラス、先ほど健康福祉課長が申しあげましたような形で、住民票等がない方の支援というふうなことも含めて、プラスアルファをさせていただいて4,250世帯というふうな世帯数というふうな形でさせていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。というのは、これは全世帯というふう



に捉えていいんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。議員おっしゃるとおり、全世帯対象というふうなことで考えております。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。関連なんですけども、これ住民さんに、どういうふうにして周知されるのか。これ使用期間が来年の1月31日という期限が切られております。そういった中で、できるだけ速やかな配布方法、速やかな理解をもらわなったら、もし、よう使わなんだというような方が出られると困るんで。その周知の方法を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。今回、作らせていただいた要綱の中にも、住民周知のほうはしていくというふうな、要綱にも記載をさせていただいております。この住民周知につきましては、もちろん町広報、それから告知放送、それから今のところは新聞等の折り込み等での周知というふうなところを考えております。

新聞折り込み等につきましては、新聞を取っておられない世帯もあるというふうに思いますので、できる限りの住民周知をさせていただいて、早期に使用を完了していただくような形で、今現在、住民のほうにもお願いをしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑ございませんか。質疑終結してよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第95号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第95号議案は、原案のとおり可決しました。

---

## 日程第7 議員派遣の件

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予

定となっています。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

---

日程第 8 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 8、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。各常任委員長、議会運営委員長申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第 109 回神河町議会定例会を閉会します。

午前 10 時 56 分閉会

---

議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は、9 月 1 日に開会され、本日までの 28 日間の会期でありました。町長から提案されました議案は、令和 3 年度各会計決算認定や最終日に追加提案された一般会計補正予算（第 6 号）などの計 32 件でありました。一般会計補正予算（第 5 号）は総務文教常任委員会に、令和 3 年度各会計決算認定は決算特別委員会にそれぞれ付託し、いずれも精力的に審査をしていただきました。その御苦勞に対し厚くお礼申し上げます。全議案とも議員各位の終始極めて慎重なる審議によりまして、適正、妥当な結論が得られました。議員各位の御精勵と御協力に対し厚くお礼申し上げます。

また一般質問には 4 名が登壇し、町政全般を執行機関にただし、議員自らの政策提言を行いました。町長はじめ、執行部各位には、議案審議、一般質問に当たり、資料の提

出、説明などに真摯なる態度で臨んでいただきましたこと深く敬意を表します。審議の過程において議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政に十分反映され、さらに住みよい神河町の実現に向け、引き続き御尽力賜りますよう切にお願い申し上げます。

さて、改選から4か月が過ぎ、議員各位には日々の議員活動に御精励されていることに感謝申し上げます。議員活動の大なるものとして住民の声を行政に伝えることが上げられます。議員各位が直接住民と対話され、生の声を行政に届けることは非常に大切であります。一方で、議会としては、より広い視野で町全体の利益、住民全体の利益につなげるための判断をしなければなりません。直接お聞きした声と相反する状況に苦慮されていることも多々あることと思います。いずれにしても、住民全体の福祉向上と町政発展を目指すために、より広く、より深い視野で全体を見渡していただき、神河町議会のさらなる議会力向上に御協力をお願い申し上げます。

残暑が厳しい中始まりました今期定例会ですが、季節が進み、朝晩は肌寒く感じるようになりました。皆様方には体調に御留意され、住民福祉の向上と町政発展のためにますます御尽力賜りますよう御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

#### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第109回神河町議会定例会の閉会に当たり、御礼の御挨拶を申し上げます。

1日から始まりました9月定例会でしたが、慎重に御審議をいただきました御苦勞に対しまして、心からの敬意と感謝を申し上げます。今定例会には令和4年度補正予算、令和3年度各会計決算認定をはじめ上程いたしました案件につきまして、真摯な御論議、御助言の中、承認、認定、可決いただき誠にありがとうございました。

監査意見書では、令和2年度決算審査意見項目について、改善ができたとの評価も頂戴いたしましたが、引き続き7項目の取り組むべき課題について御意見を頂戴しています。改めて、それぞれが常に意識をして予算執行に取り組むべき通年の課題であると認識して、町政運営に当たってまいり所存でございます。

また本会議、あるいは決算特別委員会等では、新型コロナ対策、ふるさと納税、観光施設指定管理料、防災対策、地方創生総合戦略事業、各種委託料、病院の健全経営等々。一般質問では、4名の議員より2050神河将来ビジョンの、特に農林業の再生、学童保育またはバス通学、中学校自転車通学、遠距離通勤補助とJR利用促進策、自治体DXの促進、ふるさと納税倍増計画等々、多くの貴重な御意見、御提案も頂戴しました。これらを真摯に受け止め、より一層の適正な行政運営、予算執行、あわせて令和5年度予算編成につなげていく所存でございます。まずは新型コロナ対策臨時交付金事業とワクチン接種に集中してまいります。

結びに、彼岸も過ぎてようやく秋を感じる今日この頃です。これから神河の山々は、

黄色や紅色に移り変わり、砥峰高原のススキはいよいよ金波銀波に輝きを増してまいります。同時に多くの観光客でにぎわうことでしょう。その一方で、秋の深まりとともに朝夕の寒暖の差も厳しくなっております。

また、超大型台風14号の接近に伴い、雨、風ともに警戒する中、避難所開設、水防指令2号を発令し、河川水位、道路の見回りを実施いたしました。結果、総雨量については、上小田で225ミリ、新田200ミリ、川上180ミリを記録しましたが、神河町では強風による幾つかの倒木と倉庫などの建物被害のほかは、特に被害はございませんでした。神河町として今後もしっかりと必要情報の発信をしております。

議員各位には、健康管理十分にさせていただきますとともに、引き続き町政運営に御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのお礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時04分

---